

北上市立鬼の館規則（平成 6 年北上市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（休館日） 第 3 条 鬼の館の休館日は、次のとおりとする。 （1） <u>12月から翌年 3 月までの</u>月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日） （2） <u>12月から翌年 3 月までの</u>国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び前号に掲げる休館日に当たる場合は、その翌日） （3） 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日（<u>前号</u>に掲げる日を除く。） （4） [略] 2 [略] 備考 改正部分は、下線の部分である。	（休館日） 第 3 条 鬼の館の休館日は、次のとおりとする。 （1） 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日） （2） 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び前号に掲げる休館日に当たる場合は、その翌日） （3） 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日（<u>前 2 号</u>に掲げる日を除く。） （4） [略] 2 [略]

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。